

療養費について

療養費とは

やむを得ない事情により保険証を提示して保険医療機関で診療を受けることができなかった場合や、医師の指示により義手・義足・コルセットなどを装着した場合には、その費用について支給基準に基づいた額を療養費として支給します。

なお、業務中や通勤途中の負傷は、健康保険の適用外のため申請はできません。

必要書類

支給申請書に次の必要書類（すべて原本、コピー不可）を添付してください。

- (1) 治療用装具を購入した場合
 - ① 医師の意見書（診断書）
 - ② 領収書及び明細書
- (2) 自費で診療を受けた場合
 - ① 医療機関（病院や調剤薬局）発行の領収書
 - ② 診療（調剤）報酬明細書
- (3) 以前加入していた健康保険を使用して診療を受けた場合
 - ① 以前加入していた保険者発行の領収書
 - ② 診療（調剤）報酬明細書

申請書の提出先

区分	提出先
在職者	事業所の人事（総務）担当部署
退職者・任意継続被保険者	ヤマトグループ健康保険組合

注意事項

- (1) 申請書への記入モレや押印モレがある場合は、申請書は受理しません。
- (2) 保険給付を受ける権利は2年を経過すると時効により消滅します。
時効の起算日は、費用を支払った日（領収日）の翌日です。
- (3) 領収書等は返却しません。
必要に応じてコピーをとってから原本を提出してください。

